

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る企画競争説明書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同企画競争説明書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2018年12月19日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 企画競争説明書の配布】

企画競争説明書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>) を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 180555

国名：北米・中南米地域 担当：農村開発部

案件名：広域・フードバリューチェーン強化における本邦技術活用のための情報収集・確認調査

1 選定プロセス

- (1) 企画競争説明書等配布依頼書受付期間：2018年12月19日から2018年12月25日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 企画競争説明書等ダウンロード期間：2018年12月19日から2018年12月25日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2019年1月18日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：1月中旬
- (5) 契約交渉（予定）：1月下旬

2 業務の内容

中南米地域におけるフードバリューチェーン（FVC）の構築・強化は、地場産業の育成や域内付加価値の増大を通じて、雇用創出、貧困削減に貢献するために重要なものである。同地域のFVC構築・強化にとって、日本の食・農産業分野の技術・製品・サービスの活用可能性、潜在的需要は高いものの、中南米地域のビジネス環境、現地企業パートナー等に関する情報不足、距離的な制約によるビジネスマッチング機会の不足等により、日本企業の事業展開は限定的である。かかる状況下、日本企業の中南米地域事業展開促進を通じて、同地域のFVCを構築・強化することを目的に本調査を実施する。

調査対象国（5か国）：第1次国内調査の結果を踏まえ、調査対象国5か国を選定する。

内容：

第1次国内調査：日本企業等が有する「技術・ノウハウ」に関する情報、南米地域における事業展開の関心、想定される事業概要、事業展開上の課題・制約要因、ODAへの期待等に関する情報を収集し、分析する。日本企業へのヒアリング結果をもとに調査対象国（5か国）と対象となるFVC（各国3種程度）を選定する。

第1次現地調査：同FVCにおいて、日本企業とビジネスパートナーになりうる現地企業に関する情報の収集、分析。

第2次国内調査：日本企業向けに調査結果報告会を実施し、マッチングを望む企業からビジネスの提案を募集する。（選考はJICA）提案が採択された企業（5社想定）と第2次調査の計画を立案する。

第2次現地調査：提案企業と詳細調査を共同で実施する。また5ヶ国にて日本企業とのビジネスに関心を示す公的機関、現地企業向けに現地セミナーを開催し、対象FVCの課題、提案企業が有する有用な技術、製品、サービス等の紹介等本調査結果を発信する。

第2次現地調査後、現地関係者を本邦に招聘し、日本企業とビジネスマッチングの機会を提供するとともに日本の技術や製品に関する視察を行う。（各国2名10人2週間想定）

3 条件等

(1) 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(2) 参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2019年2月中旬～2020年3月中旬

5 想定人月（予定）

21.3 M/M

以上